

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	和歌山市	事業名	史跡鳴神貝塚	事業形態	直接買上げ								
<b>(1) 公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)</b>													
<p>史跡鳴神貝塚は、県内最大級の貝塚遺跡であり、明治28年に近畿地方で初めて発見された貝塚として、昭和6年7月31日に史跡指定された。昭和50年代までは農地等として保持されていたが、その後周辺の土地開発が進み現在に至っている。</p> <p>和歌山市としては、史跡指定地全体を公有化して確実な保存をはかるとともに、史跡公園として整備する計画である。これまで、農地の相続税猶予期間中で買取に応じられない等、条件が整わず3筆のみ公有化し、残りの7筆については未買収のままであった。令和7年度に2筆買収することで指定地(面積)の約6割を公有化することができる。令和7・8年度の2か年で公有化を完了させ、令和9年に整備計画策定、令和10年度に詳細設計、令和11・12年度に整備工事を実施し、令和13年度の一般公開を目指している。令和7年度には(2)に掲げる2筆の土地を公有化予定である。いずれの土地も所有者による土地の維持管理が困難となっており、史跡地の適切な保存と管理を実施するため速やかに公有化をはかる必要がある。</p>													
<b>(2) 令和7年度公有化の計画</b>													
番号	公有化計画地		公有化の緊要性			令和8年度以降当面の活用方針							
1	和歌山市鳴神563-1		所有者による土地の維持管理が困難となっているため。			公有化した土地については、草刈りを実施し適切に管理。史跡を説明する既存説明板を活用し、パンフレット作成、近隣施設に配布するなど史跡の周知を図る。また、出前授業・現地授業などの実施により学校教育・生涯学習と連携を深める。							
2	和歌山市鳴神569-3		所有者による土地の維持管理が困難となっているため。										
3													
4													
5													
当該年度事業費		22,470千円	当該年度補助額		17,976千円								
<b>(3) 公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)</b>													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化			R7・8	→									
管理 (R7買上地)	草刈	業務委託により年1回実施	R8～	→									整備工事で降の草刈りは別途検討
	巡回	文化財担当者が年2回実施	R8～	→									
活用 (R7買上地)	情報発信	ホームページ等発信 史跡めぐりや現地説明を実施						→					
	発信用コンテンツ作成	史跡公園整備計画等を紹介するホームページ作成					→						
活用 (全体計画)	整備計画等策定	整備計画策定 設計 整備工事			→	→		→					
	史跡公園公開											→	
<b>上記に係る特記事項</b>													
なお、指定地のうち3筆が筆界未定地となっており、一部公有化が完了できない可能性があるため、その状況次第で全体の整備方法やタイミングを検討する必要がある。													